

1 今年度の国(環境省)の動き

- 2050年ネット・ゼロの実現に向け、熱需要の高い都市部における地下水還元型地中熱利用システムの普及を図るため、環境省は「建築物用地下水の採取の規制に関する法律施行規則」(昭和37年建設省令第22号)の一部を改正。併せて共同命令(環境省関係国家戦略特別区域法第26条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める命令)を廃止する予定

省令改正の概要

- ・ 地盤沈下のおそれがない地下水還元型地中熱利用システムの全国展開を可能とするため、建築物用地下水の採取の規制に関する法律施行規則第2条別記に定める技術的基準に新たな規定を追加
- ・ 具体的には、指定地域内の揚水設備のうち、運用時に想定される揚水量や帯水層の周辺の土質の状況等を勘案し、地下水位及び地盤高が著しく変化するおそれがない場合に限り、技術的基準を満たすものとする。
- ・ この対象となる設備は、
 - 帯水層からの地下水の揚水と当該地下水の帯水層への還元を一体的に行い冷暖房に利用すること
 - 揚水した地下水を同一の帯水層に全量還元する構造を有すること
 - 設備の稼働に伴う全量還元の状況を把握する措置その他地盤沈下の防止等の観点から必要な措置が講じられていることのいずれにも該当することが必要

1 今年度の国(環境省)の動き(つづき)

- 環境省は、省令改正案について、令和8年5～6月にパブリックコメントを実施
- その他、同年6月、令和8年度建築物用地下水の採取の規制に関する技術的基準等に係る検討会(第1回)を開催

2 今後の国の動き

- 環境省は、地下水還元型地中熱利用システムの導入に当たり、許可手続の円滑な運用や地盤沈下防止等の観点から、ガイドライン素案を作成した上で、令和8年7月から8月頃に自治体ヒアリングを実施予定

【国が示しているガイドライン記載予定事項】

地盤調査、地盤影響評価、井戸構造、モニタリング、異常時対応等の留意事項、許可要件の確認方法など

- 改正省令は令和8年7月に公布、令和9年9月に施行予定
- ガイドラインは、令和8年度中に策定予定

3 今後の都の動き

- ガイドライン策定等の動向を踏まえ、都における審査等への対応を検討
- 都が検討した事項は、本検討委員会において適宜報告し、委員の皆様からご意見を頂く予定